

## 北広島市外部評価委員会設置条例

平成 21 年 9 月 25 日

条例第 19 号

## (設置)

第 1 条 市の政策及び補助金等(北広島市補助金等交付規則(昭和 61 年広島町規則第 10 号)第 2 条第 1 項に規定する補助金等をいう。以下同じ。)について、市民の視点に基づき評価を行うことにより、政策評価の客観性及び補助金等の透明性を確保し、もって効率的な行財政運営を推進するため、北広島市外部評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

## (所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 市の政策及び補助金等(公募型補助金を含む。)の評価に関すること。
- (2) 政策評価及び補助金等の制度に関すること。
- (3) その他委員会が必要と認める事項

## (組織)

第 3 条 委員会は、委員 5 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公募に応募した者(市内に住所を有する者に限る。)

3 委員の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置く。

2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する者をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (議事)

第 5 条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会の会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

北広島市外部評価委員会委員名簿

(五十音別)

氏 名	選出区分	備 考
あまは ひろし 天 羽 浩	学識経験者	天羽浩公認会計士事務所 代表
かぬま さちこ 神 沼 幸 子	学識経験者	
こまつ なおゆき 小 松 直 之	学識経験者	元札幌テレビ放送㈱ 役員待遇
さわい まさとみ 澤 井 将 美	学識経験者	浅井学園 専務理事
むらかわ わたる 村 川 亘	学識経験者	札幌国際大学 非常勤講師

事務局職員一覧

住 所 061-1192 北広島市中央4丁目2番地1  
北広島市 企画財政部  
連絡先 011-372-3311 内線 786

所 属	職 名	氏 名
企画財政部	部 長	いわいすみ こういち 岩 泉 功 一
企画財政部 行政推進課	課 長	くどう ただし 工 藤 正
企画財政部 行政推進課	主 査	にしざわ くに 西 澤 邦 郎
企画財政部 行政推進課	主 査	たけだ あきひこ 武 田 昭 彦
企画財政部 行政推進課	主 査	かわぐち あきひろ 川 口 昭 広

## 北広島市政策評価実施要綱

平成 23 年 4 月 20 日  
市長決裁

## (目的)

第 1 条 この要綱は、政策評価に関する基本的な事項を定めることにより、評価の円滑な実施とその結果の適切な活用及び市民への情報提供を図り、もって、社会経済状況の変化に対応した、より効果的かつ効率的な行政運営の推進と市政に関する透明性を確保することを目的とする。

## (定義)

第 2 条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事務事業 施策の目的を実現するために実施する具体的な個々の行政活動をいう。
- (2) 施策 政策の目的を実現するための具体的な方策、対策であって、単独または複数の事務事業で構成されるものをいう。
- (3) 政策評価 事務事業及び施策等を必要性、有効性、効率性及びその他評価対象の特性に応じて必要な観点から、客観的に評価し、評価結果を新たな政策などの企画立案に活用し、改革・改善を図ることをいう。

## (政策評価の対象)

第 3 条 政策評価の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 事務事業
- (2) 施策
- (3) 補助金・交付金
- (4) その他市長が必要と認めるもの

## (政策評価の方法)

第 4 条 政策評価は、次に掲げる手順に従い、毎年度実施するものとする。

- (1) 1 次評価 前条に規定する政策評価の対象を所管している担当部署が行う評価をいう。
  - (2) 2 次評価 北広島市内部評価委員会設置規程(平成 20 年北広島市訓令第 3 号)に基づき、北広島市内部評価委員会が全庁的な観点から行う評価をいう。
  - (3) 外部評価 北広島市外部評価委員会設置条例(平成 21 年北広島市条例第 19 号)に基づき、北広島市外部評価委員会が客観性の観点から行う評価をいう。
- 2 市長は、政策評価の実施にあたり、その対象、時期、評価項目、評価の視点その他必要な事項について、担当部署に通知するものとする。

## (評価結果の公表)

第 5 条 市長は、政策評価の結果を市民に毎年度公表するものとする。

## (評価結果の活用)

第6条 政策評価の結果は、政策形成、総合計画、予算編成及び事務事業の見直し等に活用するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、政策評価の実施に関し必要な事項は、企画財政部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月20日から施行する。